

地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師奨学金返還助成規程

令和5年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）において、薬剤師の確保が極めて困難となっている状況に鑑み、法人において薬剤師として勤務し、薬剤業務等に従事しようとする者であって、大学在籍期間中に貸与型奨学金を借り受け、卒業後はその返還義務がある者に対し、奨学金返還相当額の一部を助成することにより、薬剤師の確保及び薬剤業務の充実に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する薬剤師であって、理事長が適当と認めた者とする。

- (1) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業規程（平成21年10月1日制定。以下「就業規程」という。）第2条第1項の規定により採用された職員であること。
- (2) 大学在籍期間中に独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の貸与型奨学金を受け、その返還義務があること。
- (3) 奨学金の返還を滞納していない者

(助成受給者の義務)

第3条 この規程に基づき奨学金返還の助成を受ける者（以下「助成受給者」という。）は、就業規則に定める職員の義務を誠実に果たすとともに、JASSO が定める返還期日までに割賦方法に応じた金額を確実に返還しなければならない。

(助成金額)

第4条 助成額は、利息を含む毎月の返還相当額（千円未満切り捨て）とし、月あたり5万円を上限とする。

- 2 助成額の総額は240万円を限度とする。
- 3 奨学金の返還にあたり月賦分と半年賦分を併用する方法を選択している場合は、半年賦分を月額に換算して月賦分と合算した額を毎月の返還相当額として助成する。
- 4 複数の公的奨学金の返還助成を認められた者の毎月の助成額は、当該各奨学金の毎月の返還相当額を合算した額をもって前各項の規定を適用する。

(助成期間)

第5条 助成は、奨学金の返還開始月（既に返還を開始している者にあっては助成決定後の最初の10月）から開始し、最終返還月又は助成総額が上限に達した月のいずれか早く到来した月をもって終了する。

2 前条第4項の規定により複数の公的奨学金の返還義務がある者で、それぞれの奨学金の返還開始月が異なる場合は、最初に到来する返還開始月（その月が10月よりも前の場合は10月）から助成期間を起算する。

(申請の手続)

第6条 奨学金の返還にあたり助成を受けようとする者は、薬剤師奨学金返還助成申請書（様式第1号）に奨学金の借入総額及び返還額等を確認することができる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

(助成の決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨学金の返還助成の可否及び助成額を決定し、薬剤師奨学金返還助成決定通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(助成方法)

第8条 助成金は、助成受給者の給与を支給している口座へ、毎月21日に振り込むものとする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に振り込むものとする。

(助成の停止)

第9条 理事長は、助成受給者が助成期間中に、次の各号のいずれかの事由により月の全日を勤務し

ない場合にあっては、その月の助成を停止する。

(1) 就業規程第13条第1項第1号（地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（平成21年10月1日制定。）第71条第1項に規定する公務災害による休職を除く。）から第4号又は第6号の規定による休職

(2) 就業規程第35条の規定による欠勤

(3) 就業規程第59条の規定による育児休業

(4) 就業規程第60条の規定による介護休業

(5) 就業規程第66条及び第68条の規定による停職

2 前項第3号及び第4号の事由による助成の停止期間は、第5条の規定による助成期間の計算に含めない。

3 理事長は、この規程に定める義務に違反した助成受給者及び返還状況の確認ができない助成受給者の助成を停止することができる。この場合において助成を停止した月は、第5条の規定による助成期間の計算に含むものとする。

4 前項の規定により停止していた助成の再開は、理事長が定めるところにより決定する。

5 理事長は、助成受給者が就業規程に定める職員の義務に違反し、その程度が同第66条第1項に規定する懲戒事由に該当し、かつその程度が著しく悪質と認められるときは、懲戒が決定するまでの間、その者の助成を停止することができる。この場合における当該停止期間の第5条の規定による助成期間の扱い、次条の規定による取り消し又は助成の再開は、決定した懲戒の種類又は非違行為の程度により理事長が決定する。

（助成の取消）

第10条 理事長は、助成受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消すものとする。

(1) 就業規程第18条の規定により退職したとき。

(2) 就業規程第22条の規定により解雇されたとき。

(3) 就業規程第66条及び第67条の規定により懲戒解雇されたとき。

(4) 助成金を不正に受給していたとき。

(5) その者の責めに帰すべき事由により奨学金の返還を延滞していたとき。

(6) JASSOから奨学金の返還を免除されたとき。

(7) この規程に定める義務を怠り、以後も義務を果たすことが見込めないとき。

(8) 前各号の規定に準じて助成を継続することが不適当と認められるとき。

（助成の停止又は取消の通知）

第11条 理事長は、前2条の規定により助成を停止又は取り消したときは、薬剤師奨学金返還助成取消（停止）決定通知書（様式第3号）によりその結果を通知するものとする。

（助成金の不正受給）

第12条 理事長は、助成受給者が助成金を不正に受給していたことが明らかとなった場合、既に給付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（助成金返還の方法）

第13条 返還に当たっては、地方独立行政法人桑名市総合医療センター会計規程の定めるところにより所定の期日までに納付しなければならない。

（奨学金返還状況の確認）

第14条 理事長は助成受給者に対して、別に定める方法により奨学金返還状況を確認することができる書類の提出を求めるほか、必要に応じてその者から事情を聴取することができる。

2 助成受給者は、前項の規定による書類の提出又は事情の聴取に応じなければならない。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の返還の助成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

薬剤師奨学金返還助成申請書

年　月　日

(宛先) 地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

申請者 氏名

印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師奨学金返還助成規程第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所	(電話番号：)		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	薬剤師免許 取得年月日	年	月	日
奨学金	実施機関の名称			
	貸与期間	年 月 から 年 月まで		
	貸与総額	円		
	奨学金借入残額 ※申請時点	円		
	返還額・返還回数	月賦分	円 ×	回
	半年賦分	円 ×	回	

※添付書類

奨学金の借入総額及び返還額を確認することが出来る書類

薬剤師奨学金返還助成決定通知書

第 号

年 月 日

様

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長 印

年 月 日付で申請のあった薬剤師奨学金返還助成について、次のとおり決定したので地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師奨学金返還助成規程第7条の規定により通知します。

1. 交付決定月額 金 円

2. 条 件

地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師奨学金返還助成規程を遵守すること。

薬剤師奨学金返還助成取消（停止）決定通知書

第 号

年 月 日

様

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長 印

年 月 日付け地独桑第 号で決定の通知をした薬剤師奨学金返還に係る助成について、
次のとおり取消（停止）したので、地方独立行政法人桑名市総合医療センター薬剤師奨学金返還助成規
程第11条の規定により通知します。

1. 取消（停止）の理由

2. 取消（停止）の期間